（定期講習）

第三十二条　［略］

2　法第三十六条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一　［略］

二　放射線取扱主任者（前号に掲げる者を除く。）　前回の定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から三年（届出販売業者及び届出賃貸業者にあつては五年）以内

3　［略］

4　法第三十六条の二第二項の原子力規制委員会規則で定める課目は、別表第四の上欄に掲げる定期講習の種類に応じ同表の下欄に掲げる課目とする。

5　前各項に定めるもののほか、定期講習の時間数その他の実施細目は原子力規制委員会が別に定める。

（試験の回数等）

第三十四条　試験は、毎年少なくとも一回とし、試験を施行する日時、場所その他試験の施行に関し必要な事項は、原子力規制委員会があらかじめ官報で公告する。

（免状の交付）

第三十六条の二　免状の交付を受けようとする者は、別記様式第五十による放射線取扱主任者免状交付申請書に、合格証及び講習修了証（法第三十五条第一項の第三種放射線取扱主任者免状に係る場合にあつては、講習修了証）を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。この場合において、原子力規制委員会は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により、当該申請書を提出した者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報（次条及び第三十八条第一項において「本人確認情報」という。）を利用することができないときは、免状を受けようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

（免状の再交付）

第三十八条　免状を汚し、損じ、又は失つた者でその再交付を受けようとするものは、別記様式第五十二による放射線取扱主任者免状再交付申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。この場合において、原子力規制委員会は、住民基本台帳法第三十条の九の規定により本人確認情報を利用することができないときは、免状の再交付を受けようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

［2・3　略］

（報告の徴収）

第三十九条　［項を削る。］

（定期講習）

第三十二条　［同上］

2　法第三十六条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一　［同上］

二　放射線取扱主任者（前号に掲げる者を除く。）　前回の定期講習を受けた日から三年（届出販売業者及び届出賃貸業者にあつては五年）以内

3　［同上］

［項を加える。］

4　前三項に定めるもののほか、定期講習の時間数その他の実施細目は原子力規制委員会が別に定める。

（試験の回数等）

第三十四条　第一種放射線取扱主任者試験及び第二種放射線取扱主任者試験（以下「試験」と総称する。）は、毎年少なくとも一回とし、試験を施行する日時、場所その他試験の施行に関し必要な事項は、原子力規制委員会があらかじめ官報で公告する。

（免状の交付）

第三十六条の二　免状の交付を受けようとする者は、別記様式第五十による放射線取扱主任者免状交付申請書に、合格証及び講習修了証（法第三十五条第一項の第三種放射線取扱主任者免状に係る場合にあつては、講習修了証）を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。この場合において、原子力規制委員会は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により、当該申請書を提出した者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報（次条において「本人確認情報」という。）を利用することができないときは、免状を受けようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

（免状の再交付）

第三十八条　免状を汚し、損じ、又は失つた者でその再交付を受けようとするものは、別記様式第五十二による放射線取扱主任者免状再交付申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［2・3　同上］

（報告の徴収）

第三十九条　［1］　許可届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者は、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一　放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。

二　気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによつて廃棄した場合において、第十九条第一項第二号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。